平成２６年（フ）第２５８号
神奈川県座間市相武台３丁目42番30号、住民票上の住所神奈川県伊勢原市坪ノ内240番地の20
債務者　菅原　　成
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２８６号
相模原市中央区上溝2323番地の１　南ハイツ105
債務者　打田　　清
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第９９号
岐阜県多治見市虎渓山町６丁目13番地の１　クレストール・U―203
債務者　加藤　修作
1　決定年月日時　平成26年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第４１号
静岡県掛川市富部650番地の21　グリーンパレス206、旧住所静岡県掛川市本郷441番地の５
債務者　佐々木ルシマラこと　ササキ　ルシマラ　ダ　シルバ
1　決定年月日時　平成26年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
静岡県菊川市柳１丁目104番地　フォーリア202
債務者　タマグスコ　マリナ　サユリ
1　決定年月日時　平成26年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第２７５号
愛知県犬山市上坂町４丁目65番地
債務者　坪内小由未
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２７６号
愛知県丹羽郡大口町外坪５丁目151番地
債務者　鈴木　文雄
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第８７号
三重県志摩市志摩町御座1113番地、前住所大阪市浪速区日本橋４丁目13番３号
債務者　北地　　勝
1　決定年月日時　平成26年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第６１０号
堺市北区南花田町226番地　ロータリービルド南花田303号、前住所大阪府松原市東新町４丁目17番18号
債務者　林田　光世
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６６０号
堺市東区高松86番地　ヴィスタシア107号
債務者　阿部　勝太
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８３３号
堺市北区東三国ヶ丘町５丁５番26号
債務者　本間　　健
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８５８号
堺市堺区出島海岸通４丁１番８号　松澤文化201号
債務者　土師　　豊
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８７７号
大阪府高石市高師浜１丁目11番20号
債務者　石黒　リサ
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９８号
岡山県津山市河辺862番地１　ハーモニー河辺Ｂ―101、前住所岡山県津山市野介代1492番地12
債務者　黒田　謙次
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１７号
徳島県三好市三野町加茂野宮491番地
債務者　西谷　喜与
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２６年（フ）第１５０５号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1283番地　川子団地３棟303号
債務者　倉持　雅子（旧姓藤本・田谷野）
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部